

○大津町情報公開条例施行規則

平成15年 8月25日

規則第35号

改正 平成17年 3月29日規則第 6号

平成17年11月21日規則第30号

平成20年 3月21日規則第 2号

平成28年 3月24日規則第 1号

平成31年 3月 4日規則第 1号

大津町情報公開条例施行規則（平成12年規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大津町情報公開条例（平成15年大津町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（公文書公開請求書の提出）

第3条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、公開請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先）及び公文書の公開の方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、様式第1号（公文書公開請求書）によるものとする。

（公開請求を拒否したときの報告の方法）

第4条 条例第10条第2項の規定による報告は、様式第2号（存否応答拒否報告書）により行うものとする。

（公文書公開決定通知書等）

第5条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、公文書の公開の方法とする。

2 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 様式第3号（公文書公開決定通

知書)

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 様式第4号(公文書部分公開決定通知書)

(3) 公文書を公開しない旨の決定(条例第10条第1項の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。)をしたとき 様式第5号(公文書非公開決定通知書)

(公文書公開決定等の期間延長通知書等)

第6条 条例第12条第2項後段に規定する書面は、様式第6号(公文書公開決定等の期間延長通知書)によるものとする。

2 条例第13条後段に規定する書面は、様式第7号(公文書公開決定等の期限特例通知書)によるものとする。

(事案移送通知書)

第7条 条例第15条第1項後段に規定する書面は、様式第8号(事案移送通知書)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第8条 条例第16条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開請求があつた日

(2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出期限及び提出先

2 前項に規定する書面は、様式第9号(意見照会書)によるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた第三者が当該公文書の公開について意見を表明しようとするときは、様式第10号(公文書の公開に対する意見書)を実施機関に提出するものとする。

4 実施機関は、当該第三者が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、条例第11条第1項の規定により公文書の全部又は一部の公開を決定したときは、直ちに、様式第11号(公文書の公開決定についての通知書)により通知するものとする。

(公開の実施方法)

第9条 条例第17条第1項に規定する規則で定める方法は、別表1のとおりとする。

2 電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製したものの交付とすることができる。

(閲覧及び視聴)

第10条 公文書を閲覧及び視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該公文書の閲覧及び視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付部数、費用の負担)

第11条 公文書の公開を行う場合において、当該個人情報記録された公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該公開請求に係る情報が記録された公文書1件につき1部とし、条例第18条の規定による写しの作成に要する費用については、別表2のとおりとする。

2 送付に要する費用の負担は、郵便料金相当額とする。

(諮問をした旨の通知)

第12条 条例第21条第2項の規定による通知は、様式第12号（大津町情報公開審査会諮問通知書）により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第13条 条例第22条において準用する条例第16条第3項の規定による通知書は、様式第13号（審査請求に係る公文書の公開通知書）によるものとする。

(審査会への提出資料等閲覧等請求書等)

第14条 条例第31条第1項の規定により大津町情報公開審査会に提出された意見書、資料の閲覧又は写しの交付を求める者は、様式第14号（大津町情報公開審査会提出資料等閲覧等請求書）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により大津町情報公開審査会提出等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、次の各号に掲げる決定の区分に応じて、当該大津町情報公開審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。

- (1) 全部を承諾する決定 様式第15号（大津町情報公開審査会提出資料等閲覧等承諾通知書）
- (2) 一部を承諾する決定 様式第16号（大津町情報公開審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書）
- (3) 全部を拒否する決定 様式第17号（大津町情報公開保護審査会提出資料等閲覧拒否通知書）
（出資法人等）

第15条 条例第37条第1項の規定により町長が定める出資法人は、地方自治法施行令第152条第1項に規定する法人をいう。

（大津町情報公開審査会の庶務）

第16条 大津町情報公開審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（公文書の検索に必要な資料）

第17条 条例第39条に規定する公文書の検索に必要な資料は、文書分類表、文書管理台帳その他実施機関が定めるものとし、総務部総務課に備え置くものとする。

（運用状況の公表の方法）

第18条 条例第40条の規定による条例の運用上表の公表は、大津町告示として行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大津町情報公開審査会規則等の廃止）

2 大津町情報公開審査会規則（平成12年大津町規則第12号）、大津町情報公開事務取扱要領（平成12年大津町要領第7号）、大津町情報公開に係る第三者の取扱いに関する要領（平成12年大津町要領第8号）、大津町情報公開調整委員会設置要綱（平成12年大津町要綱第17号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月29日規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月21日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月21日規則第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第 2 条の規定による改正前の大津町情報公開条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の大津町個人情報保護条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の大津町放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の大津町国民健康保険税条例施行規則、第 8 条の規定による改正前の大津町児童福祉法施行細則、第 9 条の規定による改正前の大津町老人福祉法施行細則、第10条の規定による改正前の大津町老人医療費事務取扱細則、第11条の規定による改正前の大津町在宅高齢者家族介護用品給付規則、第12条の規定による改正前の大津町身体障害者福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の大津町介護保険条例施行規則、第15条の規定による改正前の大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則、第16条の規定による改正前の大津町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則、第17条の規定による改正前の大津町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の大津都市計画事業大津土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則及び第19条の規定による改正前の大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年 3 月 4 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第9条関係）

公文書の種別	公開の方法	
	区分	内容
1 文書、図画及び写真	閲覧	原本の閲覧
	写しの交付	複写機により用紙に複写したものの交付
2 マイクロフィルム	閲覧	用紙に印刷したものの閲覧
	視聴	専用機器により映写したものの視聴
	写しの交付	用紙に印刷したものの交付
3 写真フィルム	閲覧	原本の閲覧
	写しの交付	印画紙に印画したものの交付
4 スライド	視聴	専用機器により映写したものの視聴
	写しの交付	印画紙に印画したものの交付
5 電磁的記録（6の項又は7の項に該当するものを除く。）	閲覧	印紙に出力したものの閲覧
	視聴	専用機器により再生したものの視聴
	写しの交付	用紙に出力したもの又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
6 録音テープ及び録音ディスク	視聴	専用機器により再生したものの聴取
	写しの交付	録音カセットテープに複写したものの交付
7 ビデオテープ及びビデオディスク	視聴	専用機器により再生したものの視聴
	写しの交付	ビデオカセットテープに複写したものの交付

備考

- 1 専用機器は、実施機関により備え置かれたものに限る。
- 2 電磁的記録の公開の方法は、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものに限る。

- 3 写しの交付の部数は、公開請求に係る公文書1件につき1部とする。
- 4 写しの交付に用いる用紙の規格は、日本工業規格A列3番までの規格とする。
- 5 この表に定める公開の方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により公開の実施をすることができる。

別表2（第11条関係）

1 公文書の写しの作成に要する費用

交付する媒体の種別	金額	
	用紙に複写又は出力する場合（日本工業規格A列3番以内に限る。）	白黒
カラー		1枚につき50円
フロッピーディスク(2HD)に複製する場合	1枚につき60円	
光ディスク（CD-R、700メガバイト）に複製する場合	1枚につき200円	
契約により写しの作成を委託する場合	当該委託契約で定める額	
その他の方法により作成する場合	当該作成に要する費用の額	

2 公文書の写しの送付に要する費用

当該郵便料に相当する額

備考

- 1 公文書の写し（電磁的記録にあつては、用紙に出力したものに限り。）を作成する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷を行うときは、片面を1枚として算定する。
- 3 その他の方法により作成する場合とは、別表第1に掲げる、マイクロフィルムに印刷したものの交付、写真フィルム及びスライドを印画紙に印画したものの交付、録音カセットテープに複写したものの交付、ビデオカセットテープに複写したものの交付、その他フィルム、光ディスク、光磁気ディスク等により作成する場合をいう。

		受 付	第	号
公 文 書 公 開 請 求 書				
年 月 日				
(あて先)実施機関				
住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地) (〒)				
請 求 者 _____ 氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)				
連絡先(法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先) 氏名 _____ 電話() — _____				
<p>大津町情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。</p>				
公開を請求する公文書の名称又は 内 容				
希 望 す る 公 開 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 [(1) 窓口における交付 (2) 郵送による交付]			
担 当 課 等	電話() 内線()			
処 理 状 況	1 公開 2 一部公開 3 非公開 4 期間延長			

(注)太線内のみ各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

様式第2号(第4条関係)

<p>存 否 応 答 拒 否 報 告 書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>大津町情報公開審査会 様</p> <p>実施機関 印</p> <p>年 月 日付けの公文書の公開請求に対し、大津町情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否しましたので、同条第2項の規定により報告します。</p>	
公開請求に係る 公文書の名称又 は 内 容	
公文書の存否を 明らかにしない 理由	
担 当 課 等	電話() 内線()

様式第3号(第5条第2項第1号関係)

<p style="text-align: center;">公文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関 印</p> <p>年 月 日付けの公文書の公開請求については、大津町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。</p>		
<p>公開請求に係る 公文書の名称 又は内容</p>		
<p>公文書の公開を 実施する日時 及び場所</p>	<p>日 時</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>午前 時 分 午後</p>
	<p>場 所</p>	
<p>公開の方法</p>		
<p>担当課等</p>	<p>電話() 内線()</p>	

- (注) 1 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課等まで連絡してください。
2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第4号(第5条第2項第2号関係)

公文書部分公開決定通知書 年 月 日 第 号 様 実施機関 印 年 月 日付けの公文書の公開請求については、大津町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を公開することを決定しましたので通知します。	
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公文書の公開を実施する日時及び場所	年 月 日 日 時 午前 午後 時 分
	場 所
公開の方法	
公開しない部分の概要	
上記の部分を開示しない理由	大津町情報公開条例第7条第 号に該当(理由)
大津町情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を公開することができる時期(明記することができる時のみ記入)	年 月 日 ただし、当該公文書の公開を希望される場合は、 [同日以後改めて公開請求が必要となります。]
担当課等	電話() 内線()

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知つた日から6月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(注)1 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課等まで連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第5号(第5条第2項第3号関係)

公文書非公開決定通知書 第 号 年 月 日 様 実施機関 印 年 月 日付けの公文書の公開請求については、大津町情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことを決定しましたので通知します。	
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公文書を公開しない理由	
大津町情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を公開することができる時期(明記することができる時のみ記入)	年 月 日 ただし、当該公文書の公開を希望される場合は、 [同日以後改めて公開請求が必要となります。]
担当課等	電話() 内線()

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知つた日から6月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第6条第1項関係)

<p>公文書公開決定等の期間延長通知書</p> <p style="text-align: right;">第 月 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">実施機関</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けの公文書の公開請求については、大津町情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。</p>	
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
大津町情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等の期間	<p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p>
延長後の期間	<p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p>
延長の理由	
担当課等	電話() 内線()

様式第7号(第6条第2項関係)

<p>公文書公開決定等の期限特例通知書</p> <p style="text-align: right;">第 月 日</p> <p style="text-align: right;">年</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">実施機関</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けの公文書の公開請求については、大津町情報公開条例第13条の規定を適用することとし、次のとおり特例的に公開決定等の期限を定めましたので通知します。</p>		
<p>公開請求に係る公文書の名称又は内容</p>		
<p>大津町情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等の期間</p>	<p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p>	
<p>公開請求に係る公文書のうちの相当の部分について公開決定等をする期間及びその部分</p>	<p>期 間</p>	<p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p>
	<p>部 分</p>	
<p>大津町情報公開条例第13条を適用する理由</p>		
<p>残りの公文書について公開決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>担当課等</p>	<p>電話() 内線()</p>	

様式第8号(第7条関係)

<p>事 案 移 送 通 知 書</p> <p>年 第 号 月 月 日</p> <p>様</p> <p>実施機関 印</p> <p>年 月 日付けの公文書の公開請求については、大津町情報公開条例 第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。</p>	
公 開 請 求 に 係 る 公 文 書 の 名 称 又 は 内 容	
移 送 を し た 実 施 機 関	実施機関
	担当課等 電話() 内線()
移 送 を 受 け た 実 施 機 関	実施機関
	担当課等 電話() 内線()
移 送 し た 年 月 日	年 月 日
移 送 し た 理 由	

様式第9号(第8条第2項関係)

<p>意 見 照 会 書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>実施機関 印</p> <p>大津町情報公開条例第16条では、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対して意見を聴くことができる(聴かなければならない)ことを規定しています。</p> <p>この度、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている公文書について公開請求がありましたので、当該公文書の全部又は一部を公開することについて御意見があれば、別紙「公文書の公開決定等に対する意見書」により回答して下さるようお願いします。</p>	
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開請求があつた日	年 月 日
公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先(担当課等)	電話() 内線()

(注)1 この意見照会は、公開請求に係る公文書について公開決定等をする際に参考とするため行うものです。

2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見照会の手続を終結します。

様式第10号(第8条第3項関係)

公文書の公開に対する意見書	
年 月 日	
(あて先)実施機関	
請求者 住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地) (〒)	
_____ 氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
_____ 連絡先(法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先) 氏名 _____ 電話() —	
年 月 日付け 第 号で通知のあつた件について、次の とおり意見を提出します。	
1 個人情報の開示につ いての意見 該当する番号を○で 〔 囲んでください。 〕	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
2 開示に反対する場合 の反対の理由 開示することで生じ る支障等 〔 〕	(1) 反対する部分 (2) 反対する理由

様式第11号(第8条第4項関係)

公文書公開決定についての通知書 年 第 月 号 日 様 実施機関 印 年 月 日付けのあなた(貴団体)に関する情報が記録されている公文書の公開請求について、次のとおり公開決定をいたしましたので、大津町情報公開条例第16条第3項の規定により通知します。	
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報のうち、公開決定したもの	
公開決定した理由	
公文書の公開を実施する日	年 月 日
担当課等	電話() 内線()

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しをを求める訴えをする場合は、この決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知つた日から6月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第12号(第12条関係)

<p>大津町情報公開審査会諮問通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">実施機関</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、大津町情報公開審査会に諮問しましたので、大津町情報公開条例第21条第2項の規定により通知します。</p>	
<p>公開請求に係る 公文書の名称又 は 内 容</p>	
<p>審査請求に係る 公 開 決 定 等</p>	<p>年 月 日付け 第 号</p>
	<p>公開決定等の内容</p>
<p>審査請求の内容</p>	
<p>諮 問 し た 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担 当 課 等</p>	<p>電話() 内線()</p>

様式第13号(第13条関係)

審査請求に係る公文書の公開通知書 年 月 日 第 号 様 実施機関 印	
年 月 日付けで〔審査請求のありました 開示に反対する意思の表示のありました〕公文書 について、次のとおりその〔全部〕 一部を公開することとしましたので、大津情報公開条例 第22条において準用する同条例第16条第3項の規定により通知します。	
公開請求に係る公文書の 名称	
公開決定をした公文書 に記録されているあなた(貴団体)に関する情 報の内容	
公開決定をした理由	
公開決定の表示	年 月 日付け 第 号
公開を実施する日	年 月 日
公開しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号) (内線)
備 考	

様式第14号(第14条第1項関係)

大津町情報公開審査会提出資料等閲覧等請求書

年 月 日

(あて先)実施機関

請 求 者 住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

(〒)

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先)

氏名

電話() —

大津町情報公開条例第31条第1項の規定により、次のとおり大津町情報公開審査会へ提出された意見書、資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

<p>1 意見書又は資料の名称及び内容</p>	
<p>2 閲覧等の実施の方法</p> <p>希望する方法の番号を ○で囲んでください。</p>	<p>1 閲覧 2 写しの交付</p>
<p>※ 備 考</p>	<p>受付年月日 年 月 日</p>

(注) 1 「意見書又は資料の名称及び内容」欄は、請求に係る意見書又は資料が特定できるよう、具体的に記載してください。

2 「※備考」欄は、記入しないでください。

様式第15号(第14条第2項第1号関係)

<p>大津町情報公開審査会提出資料等閲覧等承諾通知書</p>	
<p>様</p>	<p>第 年 月 日 号</p>
<p>大津町情報公開審査会 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました意見書、資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり承諾することとしましたので通知します。</p>	
<p>意見書又は資料の件名</p>	
<p>意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所</p>	<p>(日時)</p> <p>年 月 日 午前・午後 時</p> <p>(場所)</p>
<p>担 当 課 等</p>	<p>電話() 内線()</p>

- (注)1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで連絡してください。
- 2 閲覧又は写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

様式第16号(第14条第2項第2号関係)

<p>大津町個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">大津町長 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました意見書、資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり一部承諾することとしましたので通知します。</p>	
1 意見書又は資料の 件名	
2 意見書又は資料の 閲覧等を承諾しない 部分及び理由	(閲覧等を承諾しない部分) (閲覧等を承諾しない理由)
3 意見書又は資料の 閲覧等の日時及び 場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	電話() 内線()

- (注)1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで連絡してください。
- 2 提出資料の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。